

<p>手すりの取付け</p>	<p>インテリアバーは住宅改修の対象となるか。対象となる場合、樹脂製と木製で制限はあるか。</p>	<p>住宅改修の対象となる。基本的に樹脂製の手すりは水に濡れる場所に使用されることから、浴室に取り付けるインテリアバーは樹脂製、トイレ等に取り付けるインテリアバーは木製を使用することが想定される。 ただし、利用者の希望や必要性を考慮して素材を選択することも可能である。</p>
<p>手すりの取付け</p>	<p>以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する工事は、住宅改修の対象となるか。</p>	<p>単なる老朽化の場合は、住宅改修の対象とはならないが、壁の老朽化により手すりが使用できなくなった場合等、老朽化によって使用に耐えかねるような場合には、壁の下地補強と設置の工事については、住宅改修の対象となる。 なお、既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合には、住宅改修の対象となる。</p>
<p>手すりの取付け</p>	<p>棚やペーパーホルダーと一体型の手すりについて住宅改修の対象となるか。</p>	<p>棚やトイレトペーパーの取り付け部分と一体型の場合は、取り付け部分については手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となる。その際、棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分して見積書・内訳書に記載すること。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>車いすを利用している。玄関から道路までの間に段差があるので、敷地内にスロープを設置する。設置するスロープの幅は、どの程度まで住宅改修で認められるのか。</p>	<p>スロープの幅をどこまで認めるかを一律には定めていない。本人の身体状況や車いすを利用する場合の状況を想定し、必要な幅が住宅改修の対象となる。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>車いすを利用している。玄関から道路までの間に段差があるので、敷地内にスロープを設置する。スロープの設置については、必要な幅を住宅改修の対象としているが、撤去費用についても按分するのか。</p>	<p>スロープの設置を按分しているのであれば、撤去費用についても按分とする。</p>

<p>段差の解消</p>	<p>玄関から道路までの段差解消で過去に踏み台を設置したが、老朽化により破損してしまった。撤去して新しい踏み台を設置する場合、住宅改修の対象になるか。</p>	<p>単なる老朽化の場合は住宅改修の対象とならないが、破損して危険がある場合等、特別な事情がある場合は個別に判断する。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>浴槽の入れ替えやユニットバスを設置することにより、段差解消を行う場合、浴槽自体が大きくなる工事は住宅改修の対象になるか。 また、ユニットバスからユニットバスへの段差解消は認められるか。</p>	<p>身体状況から必要性が明らかであり、浴槽の高さや深さのみが変わる場合は、段差の解消として住宅改修の対象となる。ただし、長さや幅が変わり浴槽自体が大きくなる場合は、住宅改修の対象とならない。ユニットバスからユニットバスへの改修工事も同様である。 なお、ユニットバスの場合、対象部分と対象外部分が混在しているため、メーカーからの振り分け表を確認して、見積書・内訳書に記載すること。 ※住宅改修の対象とならない場合であっても、住宅改造の給付対象となる可能性がある。住宅改造の問い合わせ先は、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢者支援担当。</p>
<p>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>車いすを利用している。車いすのタイヤが小さいために、畳にひっかり動きづらいため、畳からフローリングへの床材の変更は住宅改修の対象となるか。</p>	<p>畳敷から板製床材への変更は「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」に含まれるため、身体状況等から必要性が明らかである場合は、住宅改修の対象となる。</p>
<p>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>滑り防止のために床材を変更する場合、滑り防止用に加工されたものでないと住宅改修として認められないか。</p>	<p>本人、ケアマネジャー、住宅改修施行業者が滑りにくい舗装材であると判断した場合、住宅改修の対象となる。 なお、塗料を塗る場合も同様である。</p>

<p>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>階段の滑り防止のために、階段に滑り止めのゴム等を張る工事は住宅改修の対象となるか。</p>	<p>身体状況や家屋の状況から必要性が明らかであれば、住宅改修の対象となる。</p>
<p>引き戸等への扉の取替え</p>	<p>扉の取替えについて、撤去のみも住宅改修の対象となるか。</p>	<p>扉の撤去については、「引き戸等への扉の取替え」に含まれるため、住宅改修の対象となる。</p>
<p>引き戸等への扉の取替え</p>	<p>扉の取替えについて、アコーディオンカーテンではなく、カーテンについては住宅改修の対象となるか。</p>	<p>カーテンレールについては取り付け工事があり、付帯工事として認められるが、取り外しができるカーテン費用については、住宅改修の対象とならない。</p>
<p>引き戸等への扉の取替え</p>	<p>扉の取替えについて、「折れ戸から引き戸」は住宅改修の対象となるか。</p>	<p>身体状況から必要性が明らかであれば、住宅改修の対象となる。</p>
<p>引き戸等への扉の取替え</p>	<p>トイレを利用する際、入り口が狭く車いすが入らない。間口を拡張して「開き戸から開き戸」に変更することは可能か。</p>	<p>通常、開き戸から引き戸に変更することで車いすが入るようになる工事を想定しているが、引き戸への変更ができないケースは、間口を拡張し、大きな開き戸に変更することは、「引き戸等への扉の取替え」の範囲に含まれる。</p>

引き戸等への扉の取替え	排泄に介助が必要である。介助のスペースを広くするため、住宅改修でトイレの扉を内開きから外開きに変更することは可能か。	介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介護する者の負担の軽減につながる場合は、住宅改修の対象となる。
洋式便器等への便器の取替え	利用者が既存の洋式便器では立ち上がりが困難になったり、膝が十分に曲がらなくなった場合、高さの高い洋式便器への交換は、住宅改修の支給対象となるか。	本人の身体状況の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する必要がある場合、まずは、福祉用具購入品目の補高便座で対応できるか検討する。福祉用具での対応では、困難な場合は、住宅改修の支給対象として差し支えない。
洋式便器等への便器の取替え	和風改造用腰掛便器は住宅改修の支給対象となるか。あるいは、福祉用具購入の支給対象になるのか。	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは福祉用具購入の支給対象となるが、配管工事が必要で、工事後取り外しが出来ないものについては、住宅改修の支給対象となる。
洋式便器等への便器の取替え	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ交換する場合には、住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象となる。ただし、非水洗式から水洗化する場合は水洗化工事については、住宅改修の対象とならない。
その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	要介護者の身体状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となるか。	手すりの取り付けに伴う付帯工事として、住宅改修の支給対象となる。

<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となるか。</p>	<p>スロープを設置するために床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となる。</p>
<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>車いすで生活をしており、車いすのままトイレと洗面室に入れるようにするため、扉の撤去と間口拡張をしたい。扉の撤去に伴い、付帯工事として間口を広げる工事は住宅改修の対象となるか。</p>	<p>扉の撤去については、住宅改修の支給対象となるが、扉の撤去後、新しい扉を付けずに開口を広げる場合は、扉の取替えに伴う付帯工事に該当しないため、住宅改修の対象とならない。</p>
<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>住宅改修の際に不要となった扉・便器等の撤去費用及び処分費用は、住宅改修の対象となるか。</p>	<p>「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に付帯して必要であることから、住宅改修の対象となる。</p>
<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>和式便器から洋式便器に取替える際に、床材の変更をした場合、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>便器取替えに伴う床材変更は、便器の取替えに必要な範囲が住宅改修の支給対象となる。</p>
<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>汽車式便器から洋式便器に取り替える際、壁の貼り替え工事も住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>汽車式便器の場合、壁を崩さないと洋式便器への取替えができないため、壁の貼り替え工事は、便器の取替えに必要な範囲が住宅改修の支給対象となる。</p>

<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>和式便器から洗浄機能付きの洋式便器に取替える際、電気配線工事は、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>電気配線工事は、洗浄機能に付帯して必要となる工事であるため、住宅改修の対象とならない。</p>
<p>その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>便器の取り替えに伴い、水洗化工事を行う場合、給排水設備工事は、住宅改修の対象となるか。</p>	<p>非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、浄化槽設置工事、公共下水道に接続する枦からトイレまでの排水管工事など、水洗化又は簡易水洗化の部分は住宅改修の対象とならない。 付帯工事として認められる給排水設備工事は、便器の取替えに伴う排水管の位置の変更部分のみである。</p>

< 根拠法令等 >

<p>・条例等の定め</p>	<p>(居宅介護住宅改修の支給) 介護保険法第45条、介護保険法施行規則第74条、同法75条</p> <p>(介護予防住宅改修費の支給) 介護保険法第57条、介護保険法施行規則第93条、同法94条</p>
<p>基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日 厚生労働省告示第95号) (最終改正 平成12年12月28日 厚生労働省告示第481号)</p> <p>介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日 老企第34号) (最終改正 平成28年4月14日 厚生労働省通知 老高発0414第1号)</p> <p>居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成12年3月8日 老企第42号) (最終改正 平成21年3月13日 厚生労働省通知 老計発第0313002号 老振発第0313004号 老老発第0313004号)</p>